平成 22 年4月 27 日

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において 当面必要な対策について

社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会 会長 北浦 雅子

意見発表の機会をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。 当会の意見の要旨は次の通りです。

(いのちを守り、人権を守ることが原点)

私たちの会は、昭和 39 年 6 月に発足し、児童福祉法からはずれ、「世の中の役に立たず、社会復帰もできない子にお金をかける必要があるのか」との声も聞かれる世相の中で「たとえどんなに重い障害があろうとも、いのちをもち、生きているのです。それなりに生き、育ち、伸びるこの子らを生かしてください」と訴え重症心身障害児者(以下「重症児者」という)への理解を深める運動を始め今日に至っています。

当時、重い障害児とその家庭は、社会からの差別にさらされ、障害児医療が皆無の状態のなかにあって、周囲の無理解や、経済的な困窮などが重なって耐え切れなくなった家庭での母子心中、家庭崩壊などの頻発は、社会問題となっていました。

そうした中で、自らの主張を訴えられない子ども達に代わって、やむにやまれぬ思いで親達が立ち上がり連携して、重症児者のいのちを守り、人権を認めて欲しいと訴え、最も弱い人たちが生きられる平和な社会の実現を願って運動を展開してきました。

現在では、医療、福祉、教育の三位一体となった療育が行われ、これによって重症児者のもっている可能性を伸ばし、人の愛を感じると笑顔でこたえています。

重症児者の笑顔は、人に感動を与える不思議な力をもっています。

1 障がい者総合福祉法(仮称)ができるまでの間の措置としての障害者自立 支援法等の一部改正について

障害児支援の見直し検討会報告を制度改正に反映してください。

- ① 障害児支援の強化
 - ・重症心身障害児者療育の一貫支援体系の維持
- ② 相談支援の充実
 - ・相談支援体制の強化
 - 自立支援協議会の法定化
 - ・サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

2 地域生活を支援するサービス基盤の整備

- ① 地域生活支援基盤としての障害福祉関係施設(重症心身障害児施設・ 通園施設等)の整備
- ② 短期入所の充実 医療的ケアを要する重症児者が利用できる短期入所の充実
- ③ 重症児者通園・通所事業の法定化 日常生活を支援する医療的ケアが可能な通所の確保
- ④ 派遣介護人のレベルアップと員数の確保 重症児者の介護技能をもった人材の育成
- ⑤ 訪問看護師派遣の充実 訪問看護師の派遣時間を重症児者の症状に対応したものに
- ⑥ 緊急医療入院の受入れ体制の確保 緊急入院が必要な場合に、受け入れてもらえる医療体制

提出委員名:北野誠一

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

当面とは今年度との理解のもとに、まずは、障害者総合福祉法の骨格となるサービス支給決定と相談支援に関して、以下の3点について、調査研究及びモデル事業を実施する。

1. 自立支援法下のサービス支給決定方式の構造的改革に向けて、現状の問題と今後の課題を明らかにする。

(一定人口規模ごとのモデル自治体調査。サンプル調査は兵庫県西宮市で実施済み。当然、既存の調査研究を基礎にふまえる。)

- ①訪問調査員の実態と認定審査会の実態をふまえた、障害程度区分の果たした役割と問題
- ②市町村ごとの支給決定上のガイドラインの形成プロセスとその使われ方
- ③非定型についての認定審査会の位置づけ・機能と市町村の最終決定の内実
- ④市町村の支給決定担当スタッフのトレーニングの内実
- ⑤委託相談支援事業者の関与と本人中心支援計画(本人中心)ケアプランの位置づけ
- ⑥障害当事者(団体)の役割・関与と影響力
- ⑦都道府県不服審査会の形式と実態
- 2. 自立支援法下の相談支援事業と地域自立支援協議会の構造的改革に向けて、現状の問題と今後の課題を明らかにする。

(一定人口規模ごとのモデル自治体調査。サンプル調査は兵庫県西宮市で実施済み。平成21年度 厚労省推進事業の「地域における総合的な相談支援体制の強化に向けた拠点的機関の役割に関する 研究事業」等の既存の調査研究を基礎にふまえる。)

- ①委託相談支援事業者と指定相談支援事業者とサービス事業者の連携の在り方と課題 (公正性の担保の問題も含めて)
- ②市町村と委託相談支援事業者と地域自立支援協議会との関係の実際と課題(予算問題も含めて)
- ③困難事例の捉え方及びその内容と支援の実態
- ④委託相談支援事業者及び地域自立支援協議会における、医療・保育・教育・就労・住宅・警察・ 消防等との連携と障害当事者と地域住民参画の実態
- ⑤障害を超えた相談支援体制とその実態化
- ⑥地域移行・地域定着支援における委託相談支援事業者及び地域自立支援協議会の役割とその内実
- ⑦「都道府県地域生活定着支援センター」と都道府県自立支援協議会や委託相談支援事業者及び地域自立支援協議会との関係と実態

3. 各国の「支給決定と相談支援」に関する調査

(基本的には、イギリス・ドイツ・スウェーデン・カナダ・アメリカの5カ国、それぞれ複数自治体担当者とその利用者。アメリカ・スウェーデンでは、予備調査は実施済み。)

- ①サービス支給決定の仕組みの概要
- ②相談支援(ケース・マネジメントやピア・サポートを含む)の仕組みと、本人中心支援計画の立て られ方及びその活用のされ方
- ③国一(州)一自治体のガイドラインの形成過程と使われ方
- ④アセスメントSWのトレーニングのしくみ
- ⑤不服申立の仕組みとその利用率や勝訴率等
- ⑥財政システムと議会(議員)の作動のしくみ
- ⑦当事者(団体)やアドボカシー団体の関与と影響力

以上

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

- 1.医療型障がい児通過型入所施設の機能の存続のために
 - (1) 肢体不自由児施設における施設給付費の実態に沿った評価をお願いする。

肢体不自由児施設のこの機能は、今後めざす地域における在宅支援を早期より担っているもので 母子入園の充実、短期有期源療育の充実などのために、重症度にみあった給付費の増額をおこない 肢体不自由児施設が今後も存続できるようにお願いする。

(2) 肢体不自由児施設を将来担う医師・看護師の確保に向けた総合的な対策を早急にお願いする。

-78-

提出委員名: 大阪府箕面市長 倉田 哲郎

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

《はじめに》

障害者の福祉制度は、障害当事者や家族からの切実なニーズに応える形で市町村や都道府県において試行錯誤がなされ、それら地方の取り組みを国が取り入れ全国展開するという積み上げによって現在の水準にまで構築されてきたものである。このことに鑑み、次のふたつの問題意識を提起したい。

- (1) もともとは国制度であったにもかかわらず、障害者自立支援法の施行に際し、「地方の特色を活かした創意工夫を」などという誤った大義のもと、地方に委ねられたことで生じた地域間格差の是正が図られるべきである。
- (2) 地方においては、まだまだ国が吸い上げ切れていないパイロット的な障害福祉事業が多く 実施されている。これらはすべて、障害当事者などの深刻な現状に直面し、それらを少しで も和らげようとなされているものであり、国の施策として取り上げられるべきである。

1. 障害者のさらなる社会参加促進に向けた制度改正 ~ 移動支援事業の自立支援給付化について~

障害者のすべての社会参加の根幹とも言える「移動支援」。自ら外出できてこそ、教育を始めあらゆる社会参加のスタート地点に立つことができる。しかし、現在、障害者自立支援法により市町村地域生活支援事業に位置づけられ、自治体間で提供されるサービス内容に大きな格差が生じている。全ての地域の障害当事者に等しく社会参加の機会を保障することは、国の障害福祉施策の基礎ともすべき事柄であり、早期の移動支援事業の自立支援給付化を提言する。

2. 労働と福祉の狭間に対応した制度の創設 ~社会的雇用の法制化に向けて~

福祉法制と労働法制の境界が徐々に近接してきたことにより、より際だつことになった両者の狭間で、自立の願いかなわず非就労に甘んじるしかない多くの障害者。現在、障害者人口のうち半数以上が非就労であり、その約半数57万人が就労を希望しているにもかかわらず行き場のない状況である。これらの就労ニーズに応える制度のひとつとして箕面市で既に実施している「社会的雇用」を取り入れた制度を全国制度として創設されたい。そして、当面必要な対策として、既に実施している自治体の事例をモデル事業として位置づけ、法制化に向けた検証がなされることを提言する。

3. 医療と福祉の狭間に対応した制度の創設

~"医療的ケア"が必要な在宅障害者の支援~

医療のめざましい進歩に取り残された感のある福祉法制。近年、在宅療養される事例が増えつつあり、特に"医療的ケア"の必要なかたの生活は、ヘルパーでは直接的な支援ができず、家族等の昼夜のない介護によって支えられており、極めて深刻な問題となっている。箕面市では医療的ケアに関する特区申請を過去に2回行ったが、採択されずに終わっている。"医療的ケア"への対応は喫緊の課題であり、規制緩和も含めた緊急的な対応がなされるよう提言する。

《むすび》

各団体からあまた出される課題や矛盾を、この二つの問題意識を以て俯瞰すると、多くの共通点が見出されるだろう。本市が知り得ていない、他の地域における取り組み事例においても、国での制度化が望まれるもの、国と市町村間で責任の所在を再編すべきものがあると推測されるものであり、他の自治体の取り組み・各団体の意見についても十分に傾聴されたい。

1. 障害者のさらなる社会参加促進に向けた制度改正

~移動支援事業の自立支援給付化について~

障害者のすべての社会参加の根幹とも言える「移動支援」。自ら外出できてこそ、教育を始めあらゆる社会参加のスタート地点に立つことができる。しかし、現在、障害者自立支援法により市町村地域生活支援事業に位置づけられ、自治体間で提供されるサービス内容に大きな格差が生じている。全ての地域の障害当事者に等しく社会参加の機会を保障することは、国の障害福祉施策の基礎ともすべき事柄であり、早期の移動支援事業の自立支援給付化を提言する。

移動支援事業の現状

社会参加のためのツール として、障害当事者の利 用ニーズは高い。

しかし、一方で...

事業の不安定要因

(1)移動支援事業の実施 事業所が地域によって偏 在している。

(2)移動支援事業の報酬 単価(利用者負担額)に地 域格差がある。

全国的な格差は

(1)全国の市町村のうち、約86% の市町村が移動支援事業を実施 (H21.3.31現在)

(2)平成20年度の都道府県別の 移動支援事業費

·最大 6,731百万円 ·最小 14百万円

(3)都道府県別の1人当たりの支出額

·最大 43.8千円 ·最小 11.8千円

(H21.3時点)

(4)都道府県別の1人当たりの利

用時間

·最大 21.8時間

·最小 6.2時間

(H21.3時点) 「地域生活支援事業の実施状況」(H22. 3.25 厚生労働省障害保健福祉部

3. 25 厚生分割有障告保健循征部 企画室企画課)より

~~解 説~~移動支援事業の現状

- 移動支援事業は、社会参加のためのツールとして障害者当事者の利用ニーズは高い。 しかし、その一方で事業の不安定要因を抱えている。
- 事業の不安定要因
 - (1) 移動支援事業の実施事業所が地域によって偏在している。
 - (2) 移動支援事業の報酬単価(利用者負担額) に地域格差がある。
- 全国的な格差

(「地域生活支援事業の実施状況」(H22. 3. 25 厚生労働省障害保健福祉部企画室企画課) より)

- (1) 全国の市町村のうち、約86パーセントの市町村が移動支援事業を実施。 (平成21年3月31日現在)
- (2) 平成20年度の都道府県別の移動支援事業費最大 6,731,000,000円最小 14,000,000円
- (3) 都道府県別の1人当たりの支出額(平成21年3月時点)最大 438,000円最小 118,000円
- (4) 都道府県別の1人当たりの利用時間(平成21年3月時点) 最大 21.8時間 最小 6.2時間

2. 労働と福祉の狭間のニーズに対応した制度の創設

~社会的雇用の法制化に向けて~

福祉法制と労働法制の境界が徐々に近接してきたことにより、より際だつことになった両者の狭間で、自立の願いかなわず非就労に甘んじるしかない多くの障害者。現在、障害者人口のうち半数以上が非就労であり、その約半数57万人が就労を希望しているにもかかわらず行き場のない状況である。これらの就労ニーズに応える制度のひとつとして箕面市で既に実施している「社会的雇用」を取り入れた制度を全国制度として創設されたい。そして、当面必要な対策として、既に実施している自治体の事例をモデル事業として位置づけ、法制化に向けた検証がなされることを提言する。

(表 障害者の就労ニーズに応えるために)

~~解 説~~ 障害者**の就労ニーズに応えるために**

現在、15歳~64歳の障害者205万人(手帳所持者のみ)のうち、非就労者は117万人、 うち57万人が就労を希望している。

【15歳~64歳の障害者205万人の就労状況】

一般就労(障害者雇用促進法)…65万人、福祉的就労(障害者自立支援法)…17万人 非就労…117万人(うち57万人が就労を希望)、不明…6万人

「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査(H20.1.18 厚生労働省)」を元に試算

☆一般就労の特徴 (障害者雇用促進法)

- ・働く場所: 一般企業、事務所・工場・商店・自営など
- ・障害者の位置付け: 労働者
- ・障害の程度: 軽度~中度
- ・障害者賃金の水準: 15万円/月程度(最低賃金制適用あり)

☆福祉的就労の特徴 (障害者自立支援法)

- ・働く場所: 作業所、授産施設など
- ・障害者の位置付け: 福祉制度の利用者
- ・障害の程度: 軽度~重度

・障害者賃金の水準: 2万円/月程度(最低賃金制適用なし)

【就労を希望する非就労者57万人の思いは??】

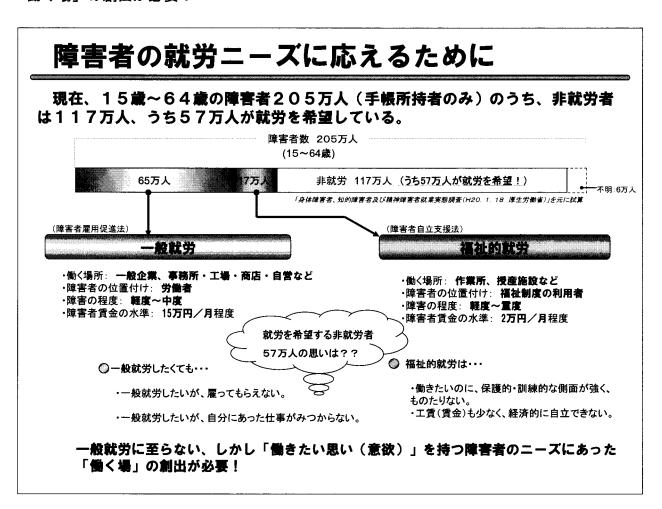
☆一般就労したくても…

- ・一般就労したいが、雇ってもらえない。
- ・一般就労したいが、自分にあった仕事がみつからない

☆福祉的就労は…

- ・働きたいのに、保護的・訓練的な側面が強く、ものたりない。
- ・工賃(賃金)も少なく、経済的に自立できない。

※一般就労に至らない、しかし「働きたい思い(意欲)」を持つ障害者のニーズにあった「働く場」の創出が必要!



~~解 説~~ 一般**就労と福祉的就労の狭間を埋める制度を!**

一般就労と福祉的就労の狭間を埋める「中間的な就労の場」が必要!**→「社会的雇用」**

- TO GR

【求められる姿】

- (1)「福祉的就労」よりも「労働者性」が高い。
- (2)「一般就労」と比べ、より障害者の能力や適性に応じた仕事を創出する。
- (3) 障害者自身の主体性(自己決定・自己選択)の拡大
- (4)経済的自立を可能にする賃金保障(障害基礎年金と合わせて)

【社会的雇用の基本要件】

- ・働く場所:社会的雇用事業所
- ・障害者の位置づけ: 労働者
- ・障害の程度:中度~重度
- ・障害者賃金の水準: 9万円/月程度

(最低賃金制適用あり)

注) 自治体が制度化済み…大阪府箕面市、滋賀県

【社会的雇用が生み出す効果】

☆社会的意義

- (1) 障害者の選択肢を増やす
- (2) 在宅障害者の社会参加を増やす
- (3) 一般就労に適用可能な就労モデルを作る

☆社会的コスト削減

非就労から就労へシフト→非就労の障害者にかかっていた社会的コストの削減

大阪府箕面市での実践例

- ●障害者の学校卒業後の進路としては一般就労がベストであるが、それが進まない現状から次善の策として、箕面市では、社会的雇用制度を作り、特に、より一般就労が困難な職業的に重度といわれる障害者の雇用を中心に進めてきた。
- ●現在、箕面市内には民間団体により運営されている社会的雇用事業所が4箇所あり、市が単独費用で助成金(障害者助成金、援助者助成金、作業設備等助成金)を支給。(雇用障害者数65名、最低賃金以上を支払っている)
- ●社会的雇用制度の特徴は、公費で障害者の賃金補填を行うことにあり、E U諸国における保護雇用に似た制度となっている。これは、障害者自立支援法の就労継続支援A型・B型との大きな違い

でもある。

- ●また、箕面市の社会的雇用事業所は、障害者と非障害者が、同じ労働者の立場で対等な関係性を 求め働きあうこと(相互作用)という特長をもっているが、障害者の主体性を拡大することで、障害 者自身の自己決定意識の醸成に貢献している。
- ●さらに、社会的雇用の場は、単に一般企業での就労が困難な障害者の受け入れ先という面に留まらず、むしろ積極的に「職場の合理的配慮」について実践・検証し、一般企業に対して「どんな工夫や支援をしたら、より重度な障害者を雇用できるか」を提案していく役割も担えるものと考える。

当面必要な対策について

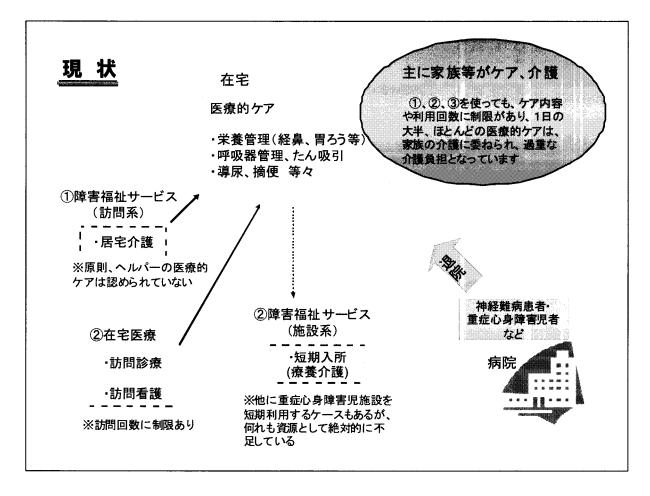
社会的雇用モデル事業の実施

- ●大阪府箕面市等の制度を「国の社会的雇用モデル事業」として位置づけ、制度創設のために不可 欠な「社会的雇用事業所の規定(条件)」、「賃金補填の対象とする障害者の基準」、「労働へのイン センティブが働く賃金補填システムのあり方」の3点を検証する。
- ●社会的雇用の重要な特徴である、障害者と非障害者が、同じ労働者の立場で対等な関係性を求め働きあうこと(相互作用)の効果として、障害者、共に働く従業員が、社会的雇用の場で働くことで、前後の意識がどのように変わったのかについても、併せて検証する。
- ●さらに、社会的雇用の場に来るに至った経緯(一般就労から、福祉的就労から、非就労から)、本人の総所得(賃金、工賃、障害基礎年金等)と社会的コストの変化(社会的雇用の前後で)についても、本人の了解を得た上で、把握し、社会的雇用のコスト面からの検証も行う。
- ●なお、社会的雇用の問題同様、福祉と労働の制度の矛盾解決の一つとして、就労移行支援事業(自立支援法)、職業センターや就業・生活支援センター(雇用促進法)、能力開発校(職業能力開発促進法)等を、制度的に一本化することも、検討課題として挙げておきたい。

3. 医療と福祉の狭間に対応した制度の創設

~"医療的ケア"が必要な在宅障害者の支援~

医療のめざましい進歩に取り残された感のある福祉法制。近年、在宅療養される事例が増えつつあり、特に"医療的ケア"の必要なかたの生活は、ヘルパーでは直接的な支援ができず、家族等の昼夜のない介護によって支えられており、極めて深刻な問題となっている。箕面市では医療的ケアに関する特区申請を過去に2回行ったが、採択されずに終わっている。"医療的ケア"への対応は喫緊の課題であり、規制緩和も含めた緊急的な対応がなされるよう提言する。



~~解 説~~**"医療的ケア"が必要な在宅障害者の現状**

●医療的ケアとは

- (1) 「医療的ケア」という呼び方は、医療行為が医業独占の対象となる行為であるのに対し、 実態として独占では不適切な現状を示すための概念。(法律上の概念ではない。)
- (2) 患者が退院して、在宅(療養)生活へ移行するために必要となる医療的な手技・処置方法を家族等が習得し、日常的に必要な医療的ケア(=生活支援行為)として実施している。 栄養管理(経鼻、胃ろう等)、呼吸器管理、たん吸引、導尿、摘便などがある。

●現状

- (1) 栄養管理や呼吸器管理等の医療機器、技術の進歩に伴い、神経難病患者、重症心身障害児 者等で、常時の医療的ケアが必要なケースであっても在宅生活が可能となってきている。
- (2) 在宅生活を行うときに利用できるサービスに、障害者自立支援法による居宅介護や短期入 所等がある。しかし、居宅介護ではヘルパーによる医療的ケアは原則認められていない。ま た、短期入所等の施設系サービスも医療的ケアに対応できる施設は極めて少ない。
- (3) 医療保険による訪問診療、訪問看護についても、訪問回数、滞在時間に制限があり、介護 負担の軽減策とはならない。
- (4)以上から、障害児者の介護は結果的に家族に委ねられている。

上述のサービス等を組み合わせても、ケア内容や利用回数に制限があるため、1日の大 半、ほとんどの医療的ケアは家族が行い、過重な介護負担となっている。

法制化に向け必要な視点

- (1) 医療的ケアの有無にかかわらず、在宅生活を希望する者をしっかりとサポートできる在宅福祉サービス制度であること。
- (2) 過重な家族の介護負担(医療的ケア)の軽減を図ることができる在宅福祉サービス制度であること。

当面の対応策

- (1) 居宅介護従業者が実施できる医療的ケア範囲を緩和する。
- (2) 医療的ケアが必要であっても、利用可能な施設系サービスを早急に充実するための条件 整備(介護報酬改定、実施基準の緩和等)を行う。
- (3) 居宅介護の支給決定時間数の一部を入院中の身辺介護に利用できるものとする。

-90-

提出委員名:駒村 康平

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

- 1. 障害者向け所得保障制度の整備
- (1)実態把握
- ・障害者の生計状況についての実態調査(収入、支出、資産、生活時間、家族の状況などを把握し、根拠に基づく政策をおこなう)
- ・無年金障害者の原因・実態把握(無年金障害者の発生防止の仕組み、制度から漏れ落ちた人々への所得保障)
 - (2)障害者向け所得保障制度の見直し
- ・障害者を広く包括する障害者向け所得保障制度を確立する(障害年金、社会手当(障害者手当)、傷病手当金、 労災法の障害補償年金・一時金等を含めた制度横断的に包括性と整合性の確保)。
- ・新年金制度検討に関連し、障害年金についても、その仕組み(年金保険方式か)、給付水準・給付額のスライド方法、障害概念・受給要件、認定手続き、租税・保険料のあり方
 - 2. 障害者雇用の促進
 - (1)状況
 - ・企業規模別障害者雇用状況は、300人未満の企業で実雇用率が低迷している。
 - (2)政策
 - ・障害者雇用納付金・調整金を使った障害者雇用の強化の検討
 - 3. 社会保障・福祉制度から取り残された障害者の実態把握と対策

-92-